

報告第23号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年7月8日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公園施設の破損被害に係る事案に関し、次のとおり和解する。

1 事案発生の日時

平成31年3月11日及び同月17日

2 事案発生の場所

吾妻公園（つくば市吾妻二丁目13番地5）

手代木公園（つくば市松代五丁目11番地）

松代公園（つくば市松代三丁目2番地）

3 相手方1

(1) 住所 茨城県守谷市

(2) 氏名

相手方 2

(1) 住所 茨城県つくばみらい市

(2) 氏名

4 事案の概要

つくば市が管理する公園施設において、相手方 1 及び相手方 2 が、平成31年 3 月 11日に吾妻公園内の多目的トイレ（網入りガラス 2 枚・コーキング一式・車椅子マーク 1 枚）、平成31年 3 月 17日に手代木公園管理事務所の窓ガラス（透明縦線ワイヤーガラス 2 枚）、松代公園の多目的トイレ（紙巻器 2 個）を破損した。

5 和解の概要

本件事案に関する弁償としての金74,600円につき、その半額37,300円を相手方 1 より令和元年 5 月 15 日付けで受領し、その半額37,300円を相手方 2 より令和元年 5 月 13 日付けで受領したことから、つくば市は、相手方 1 及び相手方 2 に対し、家庭裁判所に対して厳しい処分を求めない。

つくば市、相手方 1 及び相手方 2 は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。